

## 平成 30 年第 3 回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	平成 30 年 3 月 5 日（月）午後 1 時 30 分から 3 時 30 分
開催場所	可児市役所 5 階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 正幸、可児 勉、井藤 平榮、勝野 英俊、日比野泰成、 二宮 章二、鈴木 啓之、奥村 武司、續木 明彦、兼松 君子、高木 伸敏、 渡邊 千春、山田 照男
農地利用最適化推進委員	浅野 忠、三宅 祥雅、奥村 久光、長谷川謙司、溝口 茂、鈴木 好則、 可児すみ子、栗本 京治、溝口 知春
事務局	課長 堀部 建樹、係長 加藤 哲利、主任主査 金沢 貴
議案	第 10 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第 11 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第 12 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第 13 号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第 14 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について 第 15 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について
議長	<p>平成 30 年第 3 回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の農業委員の出席委員は 14 名で、定足数に達しております。</p> <p>また、推進委員の出席委員は 9 名です。</p> <p>これより、平成 30 年第 3 回可児市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました、議案のとおりとなっております。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員は議長において、6 番日比野泰成委員、7 番二宮章二委員の両名を指名します。</p>
議長	<p>日程第 2、議案第 10 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 10 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について、説明させていただきます。今回は、売買による所有権の移転 4 件の申請があります。</p> <p>受付番号 1 の案件は、譲渡人の多治見市の方と、譲受人の大森の方との間における贈与</p>

による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、大森字田白、地目は田で、面積は911㎡、農振農用地の農地です。

譲受人は、申請地の近隣で耕作をしており申請地を取得して経営規模の拡大を計画する  
となっています。譲受後の耕作面積は11,519.89㎡となります。

受付番号2の案件は、譲渡人の愛知県あま市の方と、譲受人の下切の方との間における  
贈与による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、下切字旭、地目は畑で、面積は108㎡、農振白地の農地です。

譲受人は、申請地の近隣で耕作をしており申請地を取得して経営規模の拡大を計画する  
となっています。譲受後の耕作面積は3,048㎡となります。

受付番号3の案件は、譲渡人の横浜市の方と、譲受人の下恵土の方との間における売買  
による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字城畑、地目は田で、面積は376㎡、農振区域外の農地です。

譲受人は、申請地の近隣で耕作しており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画する  
となっています。譲受後の耕作面積は次に説明します受付番号4と合わせて6,291㎡とな  
ります。

受付番号4の案件は、譲渡人の広見の方外3名と、譲受人の下恵土の方との間における  
売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字高田、地目は田で、面積は1,567㎡、農振区域外の農地です。

譲受人は、申請地の近隣で耕作しており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画する  
となっています。譲受後の耕作面積は先ほど説明しました受付番号3の分を合わせて  
6,291㎡となります。

受付番号1から4の案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の  
すべてを満たしていると考えられます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長 只今、事務局から説明がありました。地元委員から順次、発言をお願いします。  
受付番号1大森お願いします。

續 木 委 員 受付番号1について、10番續木が報告します。  
譲受人は申請地の近隣で耕作しており、請負もされております。耕作の継続を間違いな  
くされると思いますので問題ないと思います。

議 長 受付番号2下切お願いします。  
溝口(茂)委員 受付番号2について推進委員5番溝口が報告します。  
譲受人は申請地の近隣で耕作しており、申請地を取得して経営規模を拡大する計画で  
す。問題ないと思います。

議 長 受付番号3、4下恵土お願いします。  
可児(勉)委員 3番可児が報告します。  
受付番号3ですが、譲受人は申請地の近隣で耕作しており、引き続き耕作されると思  
います。問題ないと思います。

続きまして、受付番号4ですが、譲受人は受付番号3と同家の方です。申請地を取得し  
て農地を増やすということです。真剣に農業をやってみる方で問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございま

せんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第2 議案第10号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第3、議案第11号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第11号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は、売買による所有権移転10件、贈与による所有権移転1件、賃貸借権の設定4件、使用貸借権の設定2件、合計17件の申請があります。

受付番号1の案件は、譲渡人の広見の方外1名と、譲受人の川合の法人との間における、所有権の移転で、譲受人が分譲住宅10区画を建築するため、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字上田外3筆、地目は田、面積は合計3,463㎡、平成30年2月8日付けで農振除外がされた農振白地の農地で、申請地の東側は道路、西側は道路に隣接した用悪水路、南側は宅地、田、道路に隣接した用悪水路、北側は田となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が分譲住宅10区画を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所広見連絡所まで700mであることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有へ説明は済ませてあり、土地改良の同意書があります。雨水排水は土地改良排水路に排水、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われ

ます。受付番号2の案件は、譲渡人の中恵土の方と、譲受人の中恵土の方との間における、売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅の駐車場を整備するため、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字新屋敷、地目は畑、面積は149㎡、農振白地の農地で、申請地の東側は一体利用する譲受人の宅地、西側は譲渡人の畑、南側は畑、北側は道路となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が一般個人住宅の駐車場を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の一団農地であることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者へ説明は済ませてあります。雨水排水は申請

地の北側に新設する側溝から東側の道路側溝に排水、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。雨水排水についてですが、現地には既設のU字溝がありますが、流末が埋まっており機能しないため、新たに側溝を設けることになりました。

受付番号 3 の案件は、譲渡人の広見の方と、譲受人の広見の方との間における、売買による所有権の移転で、保育園の園庭・進入路を整備するため、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字景行松外 1 筆、地目は現況が宅地の田、面積は合計 19.91 m<sup>2</sup>、農振地域外の農地で、北側の申請地の東側、西側、南側は一体利用する保育園、北側は雑種地、南側の申請地の東側は宅地、西側、南側、北側は一体利用する保育園で、既に造成済みとなっております。

なお、農地法の許可を受けずに宅地として利用してきたことから、譲受人から始末書が提出されております。

転用事由としましては、保育園の園庭・進入路を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、商業地域であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 4 の案件は、譲渡人の広見の方と、譲受人の今渡の方との間における、贈与による所有権の移転で、一般個人住宅を建築するため、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字八反田、地目は畑、面積 1,595 m<sup>2</sup>のうち 462 m<sup>2</sup>、平成 30 年 2 月 8 日付けで農振除外がされた農振白地の農地で、申請地の東側は譲渡人の田、西側は田、南側は譲渡人の田、北側は宅地となっており、許可後 12 ケ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から 3 種になることが見込まれる概ね 10ha 未満の一団農地であることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、土地改良の同意があります。雨水排水は、申請地の北側の既設埋設管に排水、上水道は前面道路に整備済みの埋設管から接続、下水道は合併処理浄化槽を設置し、雨水とともに北側の既設埋設管に排水、申請地の東側を分筆して用水路を新設し南側の田への用水を確保する計画で農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 5 の案件は賃貸人の瀬田の方と、賃借人の矢戸の方との間における賃貸借権の設定で、賃借人が耳鼻科の病院を建設するため、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、瀬田字前田外 1 筆、地目は田、面積は 4,413 m<sup>2</sup>のうち 1,170 m<sup>2</sup>、平成 30 年 2 月 8 日付けで農振除外がされた農振白地の農地で、申請地の東側は賃貸人の田、西側は道路と宅地、南側は宅地、北側は道路となっており、許可後 6 ケ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、賃借人が耳鼻科の病院を建設するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所中恵土連絡所を中心として半径 700m 以内の区域で、

宅地面積が 40%を超えることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者の説明を済ませており、土地改良の同意があります。雨水排水は水路を新設し南側の市排水路に排水、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管から接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。なお、農地法第 5 条受付番号 6 と同時申請となっております。

受付番号 6 の案件は、賃貸人の瀬田の方と、賃借人の名古屋市名東区の方との間における賃貸借権の設定で、調剤薬局を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、瀬田字前田、地目は田、面積は 1,279 m<sup>2</sup>のうち 149 m<sup>2</sup>、平成 30 年 2 月 8 日付けで農振除外がされた農振白地の農地で、申請地の東側は賃貸人の田、西側は道路、南側は賃貸人の田、北側は道路となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、賃借人が調剤薬局を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所中恵土連絡所を中心として半径 700m 以内の区域で、宅地面積が 40%を超えることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者の説明を済ませており、土地改良の同意があります。雨水排水は、受付番号 5 で新設する水路を受付番号 5 の賃借人の同意を得て南側の市排水路に排水、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管から接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。なお、農地法第 5 条受付番号 5 と同時申請となっております。

受付番号 7 の案件は、使用貸人の瀬田の方と、使用借人の川合北の方との間における使用貸借権の設定で、使用借人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、瀬田字新中屋敷、地目は現況が畑の田、面積は 423 m<sup>2</sup>、平成 30 年 2 月 8 日付けで農振除外がされた農振白地の農地で、申請地の東側は使用貸人の宅地、西側は水路、南側は道路に隣接した水路、北側は使用貸人の宅地となっており、平成 30 年 5 月 1 日から平成 30 年 10 月末日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、使用借人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、土地改良の同意があります。雨水排水は道路側溝に排水、上水道は北側の道路に整備済みの埋設管から接続。下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。なお、農地法の許可を受けずに平成 24 年頃に一部を造成してカーポートとして利用していたことから、使用貸人より経緯書（始末書）が提出されております。

受付番号 8 の案件は、譲渡人の東京都三鷹市の方と、譲受人の下恵土の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が土木工事業事務所を建築し、資材置き場を整備するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下切字八反田外 4 筆、地目は現況が宅地の畑と田、面積は合計 2,002 m<sup>2</sup>、農振白地の農地で、申請地の東側は道路、用悪水路、西側は田、南側は道路、用悪水

路、宅地、北側は宅地となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が土木工事業事務所を建築し、資材置き場を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の一団農地及び第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第2種農地及び第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地同意書があります。雨水排水は道路側溝に排水、上下水道は前面の道路に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われまます。

なお、農地法の許可を受けずに昭和60年頃に埋め立てをして、住宅敷地として転用していたことから、譲渡人から始末書が提出されています。

受付番号9の案件は、譲渡人の東京都杉並区の方と、譲受人の土田の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下切字平、地目は田、面積は301㎡、農振白地の農地で、申請地の東側は道路、西側は宅地、南側は畑、北側は道路となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、JR下切駅から270mとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝に排水、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管から接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われまます。

受付番号10の案件は、使用貸人の矢戸の方と、使用借人の名古屋市西区の方との間における使用貸借権の設定で、使用借人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、矢戸字中田、地目は田、面積は500㎡、平成30年2月8日付けで農振除外がされた農振白地の農地で、申請地の東側は道路に隣接した用悪水路、西側は用悪水路、南側は使用貸人の田、北側は田となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、使用借人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所春里連絡所まで510mとなっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませてあります。雨水排水は土地改良排水路に排水、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管から接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われまます。

受付番号11の案件は、譲渡人の坂戸の方外2名と、譲受人の坂戸と今の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が11区画に宅地分譲をするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字富士ノ井外6筆、地目は現況が雑種地や樹園地、宅地介在畑とな

っている畑、面積は合計 2,018 m<sup>2</sup>、農振地域外の農地で、申請地が一 4 箇所に分かれています。

東側の申請地の東側は畑、西側は用悪水路、南側は一体利用する宅地・道路・宅地・畑、北側は水路、中央の右上の申請地の東側は用悪水路、西側は宅地、南側は一体利用する宅地、北側は水路、中央の左下の申請地の東側は一体利用する宅地、西側は宅地、南側は畑と道路、北側は道路、西側の申請地の東側は道路、西側は宅地、南側は宅地、北側は原野となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が 11 区画に宅地分譲するとの計画であります。なお、農地法の許可を得ずに申請地を転用していたことから前農地所有者、譲渡人から始末書が出ております。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝を経由して雨水排水路に排水、上下水道は前面道路に整備済み及び整備予定の埋設管から接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま。

なお、農地法第 5 条事業計画変更受付番号 1 と同時申請となっております

受付番号 12 の案件は、譲渡人の広見の方外 1 名と、譲受人の土田の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅の車庫を建築し庭を整備するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字往還北、地目は畑、面積は 110 m<sup>2</sup>、農振地域外の農地で、申請地の東側は道路、西側は畑、南側は畑、北側は一体利用する宅地となっており、許可後 12 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が一般個人住宅の車庫を建築し庭を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、近隣商業地域及び第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者の同意書があります。雨水排水は道路側溝に排水、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま。

受付番号 13 の案件は、譲渡人の広見の方外 1 名と、譲受人の土田の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅の車庫を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字往還北、地目は畑、面積は 110 m<sup>2</sup>、農振地域外の農地で、申請地の東側は畑、西側は道路、南側は畑、北側は一体利用する宅地となっており、許可後 12 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が一般個人住宅の車庫を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、近隣商業地域及び第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者の同意書があります。雨水排水は道路側溝に排水、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障に

なることはないと思われます。

受付番号 14 の案件は、賃貸人の土田の方と、賃借人の下恵土の方との間における賃借権の設定で、賃借人が太陽光発電施設を設置するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字富士ノ井、地目は田、面積は 739 m<sup>2</sup>、農振地域外の農地で、申請地の東側は田、西側は道路、北側は宅地、南側は道路に隣接した水路となっており、許可後平成 30 年 9 月末日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、賃借人が太陽光発電施設を設置する との計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませて有ります。雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 15 の案件は、譲渡人の今渡の方と、譲受人の加茂郡白川町の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が水道工事業貸倉庫用地とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字下畑、地目は畑、面積は 82 m<sup>2</sup>、農振地域外の農地で、申請地の東側は道路、西側は道路、南側は一体利用する宅地、北側は一体利用する雑種地となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が水道工事業貸倉庫用地とするとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝に排水、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管から接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

なお、農地法の許可を受けずに宅地として利用してきたことから、譲渡から始末書が提出されております。

受付番号 16 の案件は、賃貸人の今渡の方と、賃借人の福井県坂井市の法人との間における賃貸借権の設定で、賃借人が店舗ドラッグストアを建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字坂ノ下外 3 筆、地目は畑、面積は合計 1,027.24 m<sup>2</sup>、農振地域外の農地で、申請地の北東側は道路と山林、南西側は道路と水路、北西側は宅地と一体利用する宅地となっており、許可後 2 ヶ月以内に着工し着工後 12 ヶ月以内までの計画としての申請です。

転用事由としましては、賃借人が店舗ドラッグストアを建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、準工業地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は市の排水路に排水、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管から接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 17 の案件は、譲渡人の加茂郡富加町の方と、譲受人の東京都新宿区の法人と

の間における売買による所有権の移転で、譲受人が分譲住宅2棟を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字町、地目は田、面積は461㎡、農振地域外の農地で、申請地の東側は宅地、西側は田、南側は宅地、北側は水路となっており、許可後平成30年8月31日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が分譲住宅2棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませてあり、土地改良の同意があります。雨水排水は土地改良の排水路に排水、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管から接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われまます。

なお、農地法第5条事業計画変更受付番号2と同時申請となっております。

いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われまます。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 只今、事務局から説明がありました。地元委員から順次、発言をお願いします。  
受付番号1、広見をお願いします。

山田委員 受付番号1について、14番山田が報告します。  
周りは水田の田園地帯です。転用対象地に囲まれて残る水田は給排水とも問題はなく、農業用水に影響はありません。

続きまして、受付番号2について報告します。

隣接する住宅の駐車場、庭を整備するという申請です。農業用水に影響はありません。

議 長 受付番号3、4、広見をお願いします。  
溝口(知)委員 推進委員9番溝口が報告します。

受付番号3ですが、隣接する保育園の園庭、進入路を整備するという申請です。問題ないと思います。

続きまして、受付番号4ですが、農業用水は最後の取水で、可児川に落ちてしまうところ。南側に1筆農地がありますが、所有者の方の農地ですので、この水路は取水が確保できれば問題ないと思います。

受付番号5、6、7、瀬田をお願いします。

議 長 受付番号5について、13番渡邊が報告します。

渡邊委員 耳鼻科病院を建築するという申請です。隣地所有者への説明は済みであり、土地改良の同意もあります。雨水排水は水路を新設し南側の市排水路に排水、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管から接続、農業用水への影響はありません。

続きまして、受付番号6ですが、受付番号5と同じ土地の一角に調剤薬局を建築するという申請です。問題ないと思います。

続きまして、受付番号7ですが、一般個人住宅を建築するという申請です。

隣地所有者への説明は済みであり、土地改良の同意もあります。雨水排水は道路側溝へ、上下水道は既存の埋設管に接続、農業用水への影響はありません。平成24年頃からカー

ポートとして利用しており、始末書が添付されております。問題ないと思います。

議 長 受付番号 8、9、下切をお願いします。

溝口(茂)委員 推進委員 5 番溝口が報告します。

受付番号 8 ですが、隣接する宅地と一体利用するということです。昭和 60 年頃に住宅敷地として転用しており、始末書が添付されております。雨水排水は道路側溝に排水、上下水道は前面の道路に接続、農業用水への影響はありません。問題ないと思います。

続きまして、受付番号 9 ですが、申請地はずっと休耕田になっており、そこに一般個人住宅を建築するという申請です。雨水排水は道路側溝に排水、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管から接続、農業用水への影響はありません。問題ないと思います。

議 長 受付番号 10、矢戸をお願いします。

二宮委員 受付番号 10 について、7 番二宮が報告します。

30 年 2 月に農振除外された土地です。現地確認しましたが、特に問題ないと思います。

議 長 受付番号 11 から 14、土田をお願いします。

井藤委員 4 番井藤が報告します。

受付番号 11 ですが、隣接する宅地及び道路敷を一体利用して、11 区画に宅地分譲するという申請です。排水路も新しく道を付け、下水も埋設管を入れ接続するという事です。

水は道路側溝を経由して雨水排水路に排水、農業用水への影響はありません。土地が少し整備されており、始末書も添付されております。隣地への説明は終わっております。

事業変更受付番号 1 と同時申請です。

続きまして、受付番号 12 ですが、隣接する住宅の車庫、庭を整備するという申請です。隣地所有者への説明は済んでおります。上下水道は接続不要、雨水排水は道路側溝へ残り農水は自然浸透、農地に係わることはないと思います

続きまして、受付番号 13 ですが、12 と一緒に説明させていただきました。

続きまして、受付番号 14 ですが、太陽光発電を設置するという申請です。隣地所有者への説明は済んでおります。農業用水への影響はありません。

議 長 受付番号 15、16、17、今渡をお願いします。

浅野委員 推進委員 1 番浅野が報告します。

受付番号 15 ですが、水道工事業貸倉庫敷地とする申請です。アスファルト舗装がしてあり農地の一部に建物が建っており、始末書が添付されております。問題ないと思います。

続きまして、受付番号 16 ですが、店舗を建築するという申請です。上下水道は前面道路から埋設管に接続、雨水排水は市の排水路に排水、問題ないと思います。

続きまして、受付番号 17 ですが、分譲住宅 2 棟を建築するという申請です。事業変更受付番号 2 と同時申請です。上下水道は前面道路から埋設管に接続、雨水排水は土地改良の排水路に排水、土地改良の同意はあります。問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

日比野委員、どうぞ。

日比野委員 受付番号 11 の図面の斜線は農振除外されているということですか。

事務局 一体利用地ということで、宅地になっている土地です。

議 長 そのほか、ご意見、ご質問等はございませんか。

續木委員、どうぞ。  
 續木委員 受付番号1について質問します。申請地と事務所の南側の道路ですが、そこは1m以上の高さがあり、住宅敷地ということで盛土をされると思いますが、そうすると一区画の田だけが窪みになってしまい、田の水の取り入れ、排水、農業機械の入る道ですが、確保されているのかお伺いしたい。

事務局 事務所の東側の田ですが、西側に用悪水路がありまして南北に走る道路の東側についております。そこで取水した水をどこで排水するかと言うと、事務所の東側に囲う土地がありまして、そのところをヒューブ管で道路を横断して中郷川に排水しています。乗り入れについては、途中までは残っておりますが、下のところは削って水田の田面と同じ状況になっております。

議長 よろしいですか。

續木委員 トラクターの乗り入れの場所を教えてください。

山田委員 事務所の道路側に耕運機が乗り入れできるように、傾斜がついていました。大丈夫だと思います。

事務局 開発の土地に伴い、隣接する農地の所有者の承諾をもらっておりますし、南側に乗り入れ口が残っている形ですので、ご承諾されていると認識しております。

鈴木(好)委員 農振除外されているとは思いますが、どの辺りまで除外されておりますか。

事務局 周辺の資料がありませんので、即答は避けたいと思います。

鈴木(好)委員 方向としましては、順次されていくと聞いておりますが、どうでしょう。

事務局 この案件につきましては、農業委員会として回答しかねます。受付番号1の案件につきましては、開発に伴い建築指導課も入り、他の部局と調整しながら進めておりますので、問題があれば担当部局から質問があると思います。

議長 そのほか、ご意見、ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第3議案第11号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

日程第4、議案第12号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第12号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明させていただきます。今回は2件の申請です。

受付番号1の案件は、当初計画者は、5条許可後に分譲住宅を建築する計画でしたが、隣接地で宅地分譲が計画され、開発関係の法令により一体敷地とみなされることから、隣地開発敷地の計画に変更することになりました。承継者は11区画に宅地分譲をしたいため、承認を求めるもので、農地法第5条受付番号11と同時申請となっております。

土地の概要は、土田字富士ノ井、地目は畑、面積は合計392㎡、農振地域外の農地で、

申請地の東側は畑、西側は一体利用する畑、南側は一体利用する畑、北側は水路となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。なお、農地法の許可を得ずに申請地を転用していたことから前農地所有者、譲渡人から始末書が出ております。

転用事由としましては、継承者である譲受人が分譲住宅11棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませてあります。雨水排水は道路側溝を経由して排水路に排水、上下水道は前面道路に整備済み及び整備予定の埋設管から接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われまます。

受付番号2の案件は、当初計画者が、申請地に自宅を建設する予定でしたが、資金の都合がつかなくなり断念しました。承継者は、全国で分譲住宅の販売をしていますが、分譲住宅2棟を建築するため 転用許可を求めるもので、農地法第5条受付番号17と同時申請となっております。

土地の概要は、今渡字町、地目は田、面積は461㎡、農振地域外の農地で、申請地の東側は宅地、西側は田、南側は宅地、北側は水路となっており、許可後平成30年8月31日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、継承者である譲受人が分譲住宅2棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませてあり、土地改良の同意があります。雨水排水は土地改良の排水路に放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われまます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。  
受付番号1、土田をお願いします。

井 藤 委 員 受付番号1について、4番井藤が報告します。  
5条受付番号11と同時申請です。先ほど事務局から説明があったとおりです。

議 長 受付番号2、今渡をお願いします。  
浅 野 委 員 受付番号2について、推進委員1番浅野が報告します

議 長 5条受付番号17と同時申請です。問題ないと思います。  
只今、地元の委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。  
日比野委員、どうぞ。

日 比 野 委 員 受付番号1の案件ですが、2社で住宅分譲されるということですが、問題は何も起きないということによろしいですか。

事 務 局 特に問題になることはないと思われまます。

議 長 そのほか、ご意見、ご質問等はございませんか。  
**【意見なしの声多数あり】**

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。  
日程第4、議案第12号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することにご異議ございませんか。  
**【異議なしの声多数あり】**

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 日程第5、議案第13号「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」を議題といたします。  
それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第13号、土地現況確認申請書（非農地）について、内容を説明させていただきます。今月は1件の申請があります。  
受付番号1の案件は、二野の方が所有する田です。  
土地の概要は、二野字平ヶ谷外3筆 地目は田、面積は合計600.30㎡です。水はけが悪く昭和63年頃から原野化し、現在に至るとのことです。  
今回、非農地申請を行うものです。  
以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から、発言をお願いします。  
受付番号1、二野をお願いします。

奥村(武)委員 受付番号1について、9番奥村が報告します。  
車では行けない場所でした。農地としては用をなしていないように思いました。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。  
**【意見なしの声多数あり】**

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。  
日程第5議案第13号、「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」は、原案のとおり申請地が非農地にあたるものとしてこれを証明することに、ご異議ございませんか。  
**【異議なしの声多数あり】**

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおりこれを証明することに決しました。

議 長 日程第6、議案第14号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」を議題といたします。  
なお、受付番号7の案件は、5番勝野委員が利用権の設定する者となっているため、「農業委員会等に関する法律第31条の議案審議参与制限」により審議に加わることができないため、先に受付番号7の案件を審議します。  
勝野委員退席

議 長 それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第14号、受付番号7の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。

受付番号7は、貸人の東帷子の方と借人の岐阜市藪田南の法人との間での農地中間管理権の設定です。

土地の概要は、東帷子字前田筋、地目は田、面積は3,012㎡、新規の設定で、平成41年1月31日までの10年9カ月の間、利用集積を図るものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 只今、事務局から説明がありました、何かご意見、ご質問等はありませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第6議案第14号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」の受付番号7は、原案どおり承認し、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案どおり承認し、市長宛てに報告することに決しました。

ここで、5番勝野委員の着席をお願いします。

勝野委員着席

議長 次に日程第6、受付番号1から6までと、受付番号8から15番までの議案第14号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第14号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。

今回の利用権の設定内容は、先ほど説明をしました 受付番号7を含め、使用貸借12件、解除条件付使用貸借が1件、解除条件付賃貸借が2件、地目は田が20筆、面積は合計28,339㎡の集積となります。

受付番号1から受付番号6及び受付番号8から受付番号10は、借人が同じなので、まとめて説明します。

貸人の東帷子の方外9名と借人の岐阜市藪田南の法人との間での農地中間管理権の設定です。

土地の概要は、東帷子字前田筋外10筆、地目は田、面積は合計14,441㎡、新規設定9件で、平成41年1月31日までの10年9ヶ月の間、利用集積を図るものです。

受付番号11の案件は、貸人の羽崎の方と、借人の土田の法人との間での解除条件付使用貸借権の新規設定です。

土地の概要ですが、羽崎字柳坪外2筆、地目は田、面積は合計4,025㎡。

受付番号12の案件は、貸人の下恵土の方と、借人の土田の法人との間での解除条件付賃借権の新規設定と再設定です。

土地の概要ですが、新規設定については下恵土字中島、地目は田、面積は1,008㎡。再設定については下恵土字中島、地目は現況が田の畑、面積は967㎡。面積は合計1,975㎡で、平成33年までの3年間、利用集積を図るものです。

受付番号13の案件は、貸人の下恵土の方と、借人の土田の法人との間での解除条件付

賃借権の再設定です。

土地の概要は、下恵土字中島、地目は田、面積は 933 m<sup>2</sup>で、平成 33 年までの 3 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 14 の案件は、貸人の名古屋市中村区の方と、借人の御嵩町の方との間での使用貸借権の新規設定です。

土地の概要は、湊之上字東前田、地目は田、面積は 1,983 m<sup>2</sup>で、平成 35 年までの 5 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 15 の案件は、貸人の湊之上の方と、借人の御嵩町の方との間での使用貸借権の新規設定です。

土地の概要は、湊之上字東前田、地目は田、面積は 1,970 m<sup>2</sup>で、平成 35 年までの 5 年間、利用集積を図るものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 只今、事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問等はありませんか。  
大澤委員、どうぞ。

大澤委員 勝野委員にお聞きします。今回 1 番から 10 番まで帷子で一気に新規設定が見られまして、国の制度の理解を持って進められたと思いますが、どうしてこんなに一気に、誰がどのように説得されていい実績を残されたのか、大変な努力があったと思いますが、お聞きしたい。

勝野委員 病気で耕作できないという方がふたりみえまして、このままでは田が荒れ放題になるという寸前であり、外の方も 3 年から 5 年ぐらいは耕作できるがその先は分からない。奥村推進委員の地区が営農管理組合を作って農協を通じて姫の方にお世話になっておりますが、減反政策で助成金が出なくなる。そうすると営農管理組合が成り立たないという話しが出つつあり、万が一そこへ大規模経営の担い手を持っていかれると、私たちの所に来てもらう人がいなくなるという切迫感がありまして、所有者の方に話したところ 8 人同意をいただけた。偶然きっかけがあったことがまとめられた成果かなと思っております。

議 長 そのほか、ご意見、ご質問等はありませんか。

【意見なしの声多数あり】

ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第 6 受付番号 1 から 6 までと、受付番号 8 から 15 番までの議案第 14 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」は、原案どおり承認し、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

ご異議ないものと認め、本案件は、原案どおり承認し、市長宛てに報告することに決しました。

議 長 日程第 7、議案第 15 号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題とします。

なお、No.8 の案件は、5 番勝野委員が貸付候補者となっているため、「農業委員会等に関する法律第 31 条の議案審議参与制限」により審議に加わることができないため、先に No.8 の案件を審議します。

それでは、5番勝野委員の退席をお願いします。

勝野委員退席

議 事 務 局 長

それでは、事務局の説明をお願いします。

議案第15号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見についてNo.8の内容を説明させていただきます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、市長から協議があった農用地利用配分計画案に対する当委員会の意見を求めるものです。

農用地利用配分計画案の内容については、議案第14号において、農業経営基盤に対して決定され、権利設定された土地について、大森に事務所がある農業生産法人に使用貸借権の設定により利用配分する計画案となっています。

土地の概要は、東帷子字前田筋、地目は田、面積は3,012㎡、新規設定1件で、平成30年5月1日から平成41年1月31日までの10年9ヶ月の間、利用集積を図るものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長

ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第7、議案第15号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について」のNo.8に対する意見は、なしとし、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長

ご異議ないものと認め、本案件は、原案どおり承認し、市長宛てに報告することに決しました。

ここで、5番勝野委員の着席をお願いします。

勝野委員着席

議 長

次に、日程第7、議案第15号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について」のNo.1からNo.7までと、No.9から12までを議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議案第15号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見についての内容を説明させていただきます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、市長から協議があった農用地利用配分計画案に対する当委員会の意見を求めるものです。

先ほど説明しましたNo.8を除く、No.1からNo.7までと、No.9からNo.12までの11筆について、内容を説明させていただきます。

農用地利用配分計画案の内容については、議案第14号において、農業経営基盤に対して決定され、権利設定された土地について、大森に事務所がある法人に使用貸借権の設定により利用配分する計画案となっています。

土地の概要は、東帷子字前田筋外10筆、地目は田、面積は合計14,441㎡、新規設定11件で、平成30年5月1日から平成41年1月31日までの10年9ヶ月の間、利用集積

を図るものです。

先ほどご承認をいただきましたNo.8 を含めると利用集積を図る筆は 12 筆、面積は合計 17,453 m<sup>2</sup>となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

大澤委員、どうぞ。

大澤委員 事務局にお尋ねします。

大森の法人は農協が主体になっているところですか。

事務局 はい、そうです。

大澤委員 農協から聞いたことがあります、あまりにも多くて補助金もなくて、草刈もあまりできなくて農協に対して管理が不行き届きではないかという苦情がかなりいつているそうですが、そのへんは、またまた増えるのですが、オペレーターがいない、若い者が来てくれないと農協が嘆いているそうですが、どんどん渡して大丈夫ですか、お伺いしたい。

事務局 基本的には受け手があって始めて成立するというものですから、委員のおっしゃるとおりですが、この中間管理事業につきましても間に県の公社を挟んだ形でやりますが、現在は法人が受け入れできるという確証がとれているという状況でやっておりますので、この案件につきましては、受けていただけるということです。ただ、ご指摘のとおり、全てのものを受けていただけるというわけではなく、双方で協議の上判断されるということです。ここでやれるやれないという回答はいたしかねますので、そのへんはよろしく願います。

議 長 そのほか、ご意見、ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第 7、議案第 15 号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について」のNo.1 から 7 までと、No.9 から 12 までに対する意見は、なしとし、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議がないものと認めます。よって、本案件の意見はなしと決定し、市長宛てに報告します。

議 長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り誠にありがとうございました。これをもちまして、平成 30 年第 3 回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。誠に、ご苦勞様でございました。

<その他>

協議・報告事項

1. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

届出者 3 名

田 16 筆 面積 12,973 m<sup>2</sup> 畑 19 筆 面積 4,059.79 m<sup>2</sup>

合計 35 筆 面積 17,032.79 m<sup>2</sup>

2. 塩地内違反転用に関する事

3. 今後の日程

① 農業分野における女性活躍推進セミナー

日時：平成 30 年 3 月 6 日（火） 午後 1 時から午後 4 時

会場：オフィスパーク名駅プレミアホール

② 現地確認 3 月 28 日（水）

③ 平成 30 年第 4 回総会 4 月 4 日（水） 午後 2 時から